

令和7年 駐在所だより

12月

大海



発行
大海駐在所
田村 覚

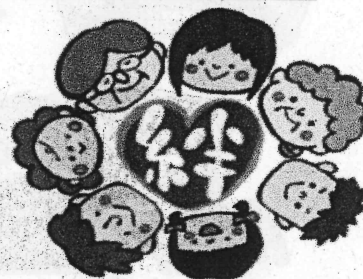


犯罪のない明るい年末年始を！

【広報啓発期間】令和7年12月1日から12月10日までの間

【重点警戒期間】令和7年12月11日から令和8年1月3日までの間

「年末年始特別警戒活動」は、年末年始を迎えるに当たり、金融機関や深夜営業店舗などを対象とした強盗事件を始めとする各種犯罪や重大交通事故、初詣等に伴う各種事件・事故の発生が危惧されることから、こうした事件事故を未然に防止し、年末年始における県民の皆様の安全と平穏を確保する活動です。



年末年始は慌ただしくなりますが、余裕を持って行動することで、自宅や自転車などの鍵のかけ忘れや交通事故を防ぐことができます。

また、普段離れて暮らすご家族が集まる時期なので、うそ電話詐欺などの被害防止も話題に挙げて、防犯意識を高めましょう。

年末年始特別警戒活動実施中



北朝鮮人権侵害問題啓発期間

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、毎年12月10日から16日までの期間が「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定められています。

山口県警では、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方々の捜査・調査を進めており、家族などの同意を得られた11人の方々について、県警ウェブサイトで事案の概要などを公開し情報提供を求めています。

どんな小さなことでも結構です。情報をお寄せください。



年末年始の交通安全県民運動

令和7年12月10日（水）から令和8年1月3日（土）までの間、「年末年始の交通安全県民運動」が実施されます。

年末年始は忘年会や新年会など飲酒する機会が増えますが、一人一人が「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意志を持ち、飲酒運転を根絶しましょう。



自転車の酒気帯び運転で

運転免許 停止処分

につながる場合があります！

え？車の運転ができなくなるの？

さらに!!!

県内でも実際に罰金刑が科せられています。

罰金 50万円以下

なんですと!?

自転車でも飲酒運転の代償は大きいです...

後悔しても遅い...

狩猟期間の誤りに関する 訂正とお詫び

先般掲載致しました「狩猟に伴う事故防止」について、狩猟期間に誤りがございました。

下記のとおり、訂正させていただきます、皆様にご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

【誤】11月15日から
来年2月28日まで

【正】11月15日から
来年2月15日まで



くしやま句会

○ 里の日の匂ふ蜜柑に便り添へ
○ 小春日や境内歩く黒柏
○ 庭石の日陰に光る実万両
○ 雲母摺の冬空をゆく鳥の影

みんなでつくろう安心の街 大海

